

豊田市病児保育事業 利用のご案内

病児保育とは

病気やけがの回復期にあるお子さん（病後児）又は回復期に至らないお子さん（病児）が集団保育の困難な期間、一時的に専用施設でお預かりするサービスです。

病児保育を利用できるお子さん

豊田市在住で、利用当日に保護者が就労等^{注1}により自宅で安静・療養ができない事情にあるお子さん

※注1 こども園入園要件に準ずる程度の社会的理由

※1回の利用は、原則7日間以内です。

※感染力の強い疾患など、病状によりお預かりできない場合があります。

利用施設にご相談ください。



保育室 ところ	休室日	保育時間	料金	対象年齢 定員
すくすくの森 (医)すくすくこどもクリニック (東山町2-2-9) ☎80-1633 Fax 80-1633	日・祝日 クリニック休 診日	午前8時30分 ～午後5時 (土曜は午後1時まで) ※延長 平日：午後7時まで 土曜：午後3時まで	2,000円/日 食事代 (お茶代込) 500円 (延長料金は30分 500円)	生後6か月 ～ 小学6年生 定員：8人
ぴよっこ 豊田厚生病院 (浄水町伊保原500-1) ☎43-5082 Fax 43-5085	土・日 祝日 病院休 診日	午前8時30分 ～午後5時30分 ※延長 午後7時まで	2,000円/日 食事代 (お茶代込) 640円 (延長料金は30分 500円)	生後6か月 ～ 小学3年生 定員：4人
ピーぼらんど トヨタ記念病院(平和町4-48-1) ☎24-7482 Fax 24-7486	土・日 病院休 診日	午前7時30分 ～午後6時30分 ※延長なし	4,400円/日 食事代 (お茶代込) 260円	生後6か月 ～ 小学6年生 定員：4人
※ピーぼらんどは実施方法・使用様式等が異なりますので、詳しくはトヨタ記念病院のホームページを御確認ください。				

※生活保護法による被保護世帯は、利用料の還付制度があります。詳しくは、豊田市ホームページをご覧ください。

問合せ 豊田市役所子ども部保育課
Tel (0565)34-6809



利用の流れ・持ち物について

1 予約（利用申請）

- 原則、書類提出先着順で受付します。

【予約対応時間】

すくすくの森 午前8時～午後3時

ぴよっこ 午前8時30分～午後3時

※お子さんの状態によりお預かりできない場合がありますので、事前にお電話等でご確認ください。

- 原則、利用日前日の午後3時までに以下を提出し、予約完了となります。

①病児保育利用基本台帳（施設ごと年度1回の提出です）

②病児保育利用申込書兼通知書

③病児保育連絡票

③は、かかりつけの医院等で受診し、書類を作成することになります。また、医療機関によっては、受診の際に、

「保険外併用療養費(5,500円程度)」がかかる場合があります。

左記の提出書類は実施施設、豊田市役所保育課、市内こども園又は市内幼保連携型認定こども園にてお渡しできます。

【利用の取消し】

利用の取消しは、前日の午後5時までに実施施設に申し出てください。申し出がない場合には、利用しなくても利用料金全額をいただきます。また、利用料金をお支払いいただけない場合は、次回の利用を制限させていただくことがあります。

2 病児保育の利用 ※利用の仕方に関しては各施設にお問合せください。

- 医師の診察又は看護師の問診後に入室します。
- お迎え時間を決定します。
- 利用料金の支払いをします。

※生活保護世帯で還付制度利用の場合は、当該年度の末日までにお手続きください。

3 保育

- 保育士・看護師が、お子さんの病状の変化等にご注意しながらお預かりします。

4 お迎え

- 保育中の病状や遊びの様子を、保育士又は看護師がお伝えします。
- 原則、同じ方が送り迎えをするようお願いいたします。

持ち物

- ◎ 健康保険証・子ども医療受給者証・お薬手帳
- ◎ 主治医の処方薬(1回分毎に名前を御記入ください。)
- ◎ 病児保育利用確認書(各施設で予約完了後に渡されます。)
- ◎ 母子健康手帳 又は すこやか親子手帳
- ・衣類(着替え・パジャマ・下着・オムツ・おしりふき・食事用エプロンなど)
- ・タオル類(バスタオル、手ふきタオルなど)
- ・昼食・おやつ(昼食は施設で用意できますが、アレルギーがあるお子さんをご家庭からお持ちください。)

◎印の物は必須ですが、その他に必要なものは施設から別途お願いすることがあります。

